

神奈川県立21世紀の森
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和7年4月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎城田 孝子	弁護士	法務に関する識見を有する者
○関岡 東生	東京農業大学教授	学識経験者
加藤 香織	公認会計士	経理に関する識見を有する者
瀬戸 賢二	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者
城土 裕	（一社）日本森林技術協会 事業部総括技術指導役	施設の事業内容に精通した者

2 スケジュール

令和6年10月17日	第1回委員会開催（施設の現地確認、選定基準等を協議）
令和7年1月22日	募集要項配布・質問の受付開始
令和7年2月7日	現地説明会 参加団体 1団体
令和7年3月4日	質問の受付終了
令和7年3月18日	募集受付終了 応募団体 1団体
令和7年4月9日	第2回委員会開催

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

応募者のプレゼンテーション及び質疑応答については公開とし、採点・評価については、神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当するものと判断し非公開とした。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県環境農政局緑政部森林再生課において、神奈川県暴力団排除条例に基づく警察本部への照会等の資格審査を行うとともに、事前に委員へ申請書類の送付を行った。

その後、第2回委員会において、応募団体によるプレゼンテーションを通じて提案内容を確認した上で、各委員による仮採点及び評価を行った。

(3) 外部評価委員会としての評価点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、委員会として評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類の該当箇所
I サービスの向上 (0.5)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 施設の役割を理解し、特性を活かした指定管理業務が見込めること 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第2条 条例第3条 第5条第1項第1号～第3号 第7条 	事業計画書 I-1
		委託の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注)委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。 			
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の保守点検、清掃業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針 施設の特性を踏まえた維持管理の取組状況(利用の支障となる樹木の伐採・整理、広場・林道・散策路の刈払い等、美観を確保しながら、利用者の安全確保に配慮した維持管理) 	15	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第3号 条例第7条第1項第1号、第2号 	事業計画書 I-2
		利用承認・事業実施に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営方針及び特性を踏まえた森林・林業の普及、研修事業の場の提供と利用承認及び調整について 			
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進・サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> より多くの利用を図るため実施する森林・林業に関する展示、自然観察並びに林業研修等の普及に関する事業及び林業の振興に関する事業等の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う効果的な広報・PR活動の内容等 アンケートなど利用者満足度調査の実施方法 利用者ニーズ・苦情の把握のための効果的な手法及びその内容の事業等への反映の仕組み等 神奈川県手話言語条例や外国人への対応等 利用料金の設定、減免の考え方 	10	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第7号 規則第3条第1項第1号 規則第3条第1項第2号 	事業計画書 I-3
		自主事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズを把握し、施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 地域や施設の特性を生かした、森林の活用や林業振興の関心を高める自主事業や広報の内容等 自主事業の規模、経費面から、実現可能性と公の施設としての適正な額の設定 			
(4) 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の安全管理の取組内容 自然災害・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事業を認知した際の対応方針 急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等) 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第3号 条例第5条第1項第4号 	事業計画書 I-4	
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第7号 規則第3条第1項第2号 	事業計画書 I-5	
II 節 管理経費の削減等 (0.2)	(6) 節減努力等	<ul style="list-style-type: none"> 【指定管理者に指定管理料を支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額(提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)×20) 	20	<ul style="list-style-type: none"> 条例第4条第2項 条例第5条第1項第5号 	事業計画書 II-6	
III 団体の業務遂行能力 (0.2)	(7) 人的な能力、執行体制	執行体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 特に、森林・林業の専門知識を有している者の配置及び木工に関する専門知識を有する職員の配置状況 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第4号、第7号 規則第3条第1項第1号、第2号 	事業計画書 III-7
		委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 			
		人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場ハラスメント対策などの労働環境の確保に係る取組の状況 			
	(8) 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第4条第2項第1号～第5号 条例第5条第1項第5号 	事業計画書 III-8
	(9) コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規など法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第7条第1項 	事業計画書 III-9
		環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 			
障がい者等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 障害者差別解消法及び神奈川県当事者自線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 神奈川県手話言語条例への対応 				
社会貢献等		<ul style="list-style-type: none"> 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組 				
(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	<ul style="list-style-type: none"> 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第7条第1項第1号、第3号 	事業計画書 III-10	
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 					
(11) これまでの実績	これまでの管理実績	<ul style="list-style-type: none"> 県立21世紀の森施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第4号 	事業計画書 III-11	

※申請書類に虚偽の報告があったことが判明したときは選外とし、指定管理者候補として選定しない。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	株式会社アグサ（南足柄市）	37	20	21	78

6 提案概要及び評価の内容

提案者	株式会社アグサ
-----	---------

(1) 提案の概要

【利用者サービスの向上について】

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針について

神奈川県内の森林・環境行政のみならず、県の主要施策等も踏まえ、神奈川県随一の森林資源・森林展示機能・水源涵養林機能などを有する施設として、その機能を十分に発揮し、長年にわたり継続できるような21世紀の森の管理運営方針を策定。

21世紀の森の管理運営方針

- かながわの森林再生・森林保全を促進する
(かながわの貴重な森林資源・水源涵養林の保全、林業振興のための学習・研修の場を提供)
- かながわの森林・自然博物館による啓発
(森林・自然観察や森林の成り立ち・役割・自然環境(SDGs)を学習し啓発する場を提供する)
- 森林の多目的な新しい利活用を拡大する
(自然体験学習、健康増進のフィールド、森林の活用教育プログラム提供などの利用の拡大)

(2) 委託の考え方について

清掃、設備管理、警備等、専門性の高い業務・自社で実施できない業務・自社以上のサービスの向上が図れる業務・地域の活性化に繋がる業務については、外部委託を行う。外部委託に当たっては、県内中小企業の重要な受注機会と考え、地元企業を優先。

2 施設の維持管理

(1) 施設及び設備の維持管理業務の実施方針

- ア 施設及び設備の保守点検、清掃業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針
- ・ 保守点検においては、それぞれ老朽化もみられることから、効果的に保守点検できる計画のもと、実施する。
 - ・ 利用者に不快感を与えないような日常清掃・定期清掃等の清掃業務の実施
 - ・ 巡回警備や夜間の警備会社への委託による機械警備の警備業務を実施
- イ 施設の特性を踏まえた維持管理の取組状況
- ・ 環境特性に応じたエリア分けにより、季節や環境状況に応じてメリハリをつけた整備を実施する。
 - ・ 利用者の安全を考慮するとともに、利用頻度の高い場所の美観の確保や景観スポットの整備などにも配慮する。
 - ・ 危険生物と生息環境の除去実施、木工工具や機械の手入れ等維持管理に努める。

(2) 利用承認・事業実施に関する業務

- ・ 利用承認にあたっては、利用者の利用目的が、条例等に定める21世紀の森の利用基準に合致しているかを確認する。
- ・ 不審者入場の防止や、利用者数把握の観点から、利用者には森林館受付にて来館者名簿に記入してもらうよう促す。
- ・ 既に、自社野外事業部の実施するPAA21野外教育プログラムを導入し、県内の中学校・高校の生徒を年間22校ほど・約4,700人の受入実績がある。今後も促進し、子供や生徒たちに遊びや教育の場としての有効活用を図る。
- ・ 県西地域で活動する団体等と連携し、21世紀の森の事業や活動場所として誘致して利用促進に繋げる。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 利用促進、サービス向上の取組

- ・ かながわの森の展示場として、全体を森の博物館に例え、森林館展示室を「コア施設」、広葉樹林群、植林地、野鳥の森、林間の広場、無花粉杉採種園等の森林環境を「サテライト施設」として案内することを検討。木材工芸センターでは木工製品の楽しさを展示。
- ・ 自然環境見識者との連携による事業の実施、林業研修等の普及に関する支援、近隣学校の林業教育プログラム等を実施している高校に対する支援活動、「かながわ県西での”心地よい”暮らし～つながり×未病改善のライフスタイル」を目指す姿とした健康増進プログラムの提供、出張木工教室の実施による木工指導の推進等でのサービスの向上を図る。

(2) 広報・PR活動について

- ・ ホームページやSNS（インスタグラム等）、WEB媒体、リーフレット、各種チラシの作成及び配布、情報誌発行、行政広報へ掲載依頼、WEBサイトへの情報提供等、近隣施設での広報掲示依頼等を図る。

(3) アンケートなど利用者満足度調査の実施、ニーズ把握や反映の仕組み

- ・ 感想や意見を遠慮することなく伝える手段として、森林館正面にご意見箱を常設
- ・ イベント参加者にはアンケート用紙を記入してもらう。
- ・ 利用者との日常的な会話、電話やメールによる意見や要望・苦情を把握、全員でいち早く共有し、会議等に対応策を検討。内容に応じ、県への報告や協議を実施する。

(4) 神奈川県手話言語条例や外国人への対応等

- ・ 条例の趣旨を理解し、研修会への参加や受付にヒストグラムを掲示する他、視覚障害の方に対して点字案内やサポート（誘導）、聴覚障害の方に対して筆談ボード塔を設置するなど安心して利用できるように対応する。
- ・ 外国人への対応として翻訳機の活用や館内表示の多言語表記などの受け入れの仕組みづくりと、職員のコミュニケーションの創意工夫などにより対応する。

(5) 利用料金の設定、減免の考え方

- ・ 利用料は条例に基づき200円
- ・ 障がい者の利用、指定管理者主催事業や、県の承認した利用においては減免する。
- ・ 今後の物価高騰や社会情勢などによっては料金改定の協議をしながら進めていく。

(6) 指定期間中の目標設定

・21世紀の森利用者数

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用者数	42,500人	43,000人	43,500人	44,000人	44,500人

・木材工芸センターの利用料金収入

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用者数	650人	825人	1,000人	1,185人	1,340人
料金収入	130,000円	165,000円	200,000円	237,000円	268,000円

(6) 自主事業の実施

ア 利用者のニーズを把握し、施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

- ・ これからの指定管理期間の中で多様な活動とのコラボレーションを地域連携も含め、促進し、森林及び自然観察の場の提供、森林及び林業に関する知識の普及・向上並びに林業の振興を図り、県民の保健及び休養に資することを踏まえ、実施する。

イ 地域や施設の特性を生かした、森林の活用や林業振興の関心を高める自主事業や広報の内容等

- ・ 自然観察型の事業として自然観察会の実施（自然観察、紅葉と野鳥観察、きのご観察会、星座観察会）
- ・ 木工キット販売、森の恵みでモノづくり、知識向上、林業振興に繋ぐ事業として「森まつり」をかながわトラストみどり財団と共催して実施。
- ・ 県民の保健や休養に資する事業を実施（食堂運営、ハイキング等）
- ・ インスタグラムやホームページ、Web媒体等を活用して広報を実施。
- ・ 参加料金については、経費を参加料金で負担できることをベースとした設定。

4 事故防止等安全管理

- ・ 施設の日常点検・事前点検を実施、危険予知訓練の実施。木工作业時の安全対策として、木材加工用機械作業主任者講習を修了もしくは同等の資格を持った者を配置。
- ・ 緊急時等は、所長が統括管理者として、本社を本部としてバックアップも受けながら、関係機関と連携して対応に当たる。
- ・ 職員に普通救命講習相当の講習を実施し、急病人等発生時に一時救命措置が可能となるよう体制を整える。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域人材の活用、地域との協力体制

- ・ ボランティア団体や地域の活動指導者と森林の手入れ作業や自主事業での出展等で連携・協力をしており、今後も交流・連携の促進を図る。
- ・ 本社が南足柄市にあり、従業員の地元採用や地域の高齢者雇用を推進。
- ・ 地域団体や地域住民との協力体制を深めており、更なる体制の構築を図っていく。

(2) 地元企業等への業務委託

- ・ 非常時も迅速に対応ができるようなパートナーとして地元企業を優先的に選定。
- ・ 森林整備は、必要に応じて地域の林業事業体に委託するとともに、ボランティア活動による森林整備作業も実施する。

【管理経費の節減等について】

6 節減努力等

- 県の積算価格 205,925千円（年額 41,185千円）
- 提案額 202,835千円（年額 40,567千円）
- 節減額及び節減率 △3,090千円（節減率 1.51%）

※ 申請団体は1団体のみで、県の積算額を下回っているため満点（20点）評価した。

（単位：千円）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
提案額	40,567	40,567	40,567	40,567	40,567

【団体の業務遂行能力について】

7 人的な能力、執行体制

・ 人員体制

職種	所長	副所長	木工・企画 責任者	木工・企画 担当者	施設管理 担当者	施設管理 担当者
区分	常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤	非常勤
資格等 特記事 項	安全衛生推進 者講習終了者	安全管理業務 経験者	木材工作機械 取扱講習修了 者	木材工作機械 取扱講習修了 者	自然観察 等経験者	造園技術者また は作業機械取扱 講習修了者

※ 森林・林業、木工に関する専門知識を有した人材を配置。

- ・ 指定管理施設が同じ南足柄市内に立地していることの利便性も含め、必要に応じて、又は緊急時等に本社のバックアップも実施。本社の他の事業部にも業務を指導、サポートできる有資格者がいる。
- ・ 委託を実施する場合も他の事業部のバックアップを受け、適正な管理を行う。
- ・ 日常の作業管理や一般・マナー接客研修、専門技術研修などの計画的な研修により人材を育成する。
- ・ 労働時間の短縮に向けて事業部や安全衛生委員会を中心に様々な改善を図っているほか、熱中症対策等の作業環境の改善を実施。
- ・ ハラスメント対策として、コンプライアンス研修を実施。安全衛生委員会でも意見や提案を調査し、対策を講じる。

9 コンプライアンス、社会貢献

(1) 諸規定の整備

- ・ 法令を遵守し、事業を展開することが企業としての義務ととらえ、企業コンプライアンスを策定し、行動の規範としている。また、コンプライアンスを遵守するために、コンプライアンス規定及びマニュアルを策定している。
- ・ 個人情報保護、労働に関する諸規定を定めるほか、社長直結のリスク管理委員会が研修等を実施。
- ・ 令和4年5月18日に小田原労働基準監督署から従業員1名（塚原研修所、知的障害のある従業員）に対して、最低賃金除外許可の更新失念により、最低賃金を下回る賃金を支払っていたとして是正勧告あり。従業員に対して不足分を支払い完了。

(2) 環境への配慮

- ・ 「ISO14001」の認証を取得、これに基づいた環境への配慮を実施。
- ・ 南足柄市と2050年カーボンニュートラルの実現を目指し「カーボンニュートラル・パートナーシップ協定」を締結。
- ・ 省エネ・間伐材の有効利用などの取組、利用者への啓発等や職員への研修等の意識向上への取組も実施している。
- ・ 再生可能エネルギー電力の利用に向けて、地元バイオマス資源の活用など地域と連携しながら再生可能エネルギーの利用拡大に努める。

(3) 障がい者等への配慮

- ・ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇入れ計画作成命令はない。法律の定める雇用率達成のため、障がい者就労支援施設と連携を深めていく。
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を理解し、利用者の目線に立った施設の利用しやすさを追求。

(4) 社会貢献等

- ・ 地域の中小企業として、地域への社会貢献を会社理念として事業活動を実施。
- ・ グリーン環境事業、野外教育事業などの事業実施、自治会等が実施する各種行事への支援など事業以外でのCSRも実施している。
- ・ かながわSDGs取組方針「⑤エネルギーの地産地消」に適合し、再生エネルギーの導入で温暖化対策に貢献する。森林の大切さ、森林資源の有効活用による災害の減少や再生可能エネルギーの啓蒙活動を様々な活動を通じて発信する。
- ・ 令和2年3月27日にかがわSDGsパートナーに登録。

10 事故・不祥事等への対応、個人情報保護

- ・ 過去3年間の重大な事故・不祥事はなし。
- ・ 個人情報保護基本規定を策定し、個人情報保護の方針体制を定めている。個人情報の保護・漏えい防止のため、取扱責任者、従事者の選定や、その体制を定めて対応。職員に対しては重要性や守秘義務を理解させ、指定管理業務マニュアルの運用に沿った個人情報保護の研修を実施する。

11 これまでの実績

- ・ 県立21世紀の森、県立足柄ふれあいの村、南足柄市運動公園、足柄森林公園丸太の森の指定管理など、野外活動や森林公園施設等の実績。
- ・ 富士フィルムビジネスイノベーション塚原研修所、モダン湯治おんりーゆー、県立山北つぶらの公園の施設管理
- ・ 他の自治体等における指定取消しはなし。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会 としての 評価点
					A	B	C	D	E	
I サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	管理運営方針	○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○施設の役割を理解し、特性を活かした指定管理業務が見込めること	5	4	5	3	5	5	5
		委託の考え方	○業務の一部を委託する場合の業務内容等							
	2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理業務の実施方針	○施設及び設備の保守点検、清掃業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針 ○施設の特性を踏まえた維持管理の取組状況（利用の支障となる樹木の伐採・整理、広場・林道・散策路の刈払い等、美観を確保しながら、利用者の安全確保に配慮した維持管理）	15	12	12	6	12	15	9
		利用承認・事業実施に関する業務	○施設の運営方針及び特性を踏まえた森林・林業の普及、研修事業の場の提供と利用承認及び調整について							
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進・サービス向上の取組	○より多くの利用を図るため実施する森林・林業に関する展示、自然観察並びに林業研修等の普及に関する事業及び林業の振興に関する事業等の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う効果的な広報・PR活動の内容等 ○アンケートなど利用者満足度調査の実施方法 ○利用者ニーズ・苦情の把握のための効果的な手法及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○神奈川県手話言語条例や外国人への対応等 ○利用料金の設定、減免の考え方	10	8	6	6	6	10	6
		自主事業の実施	○利用者ニーズを把握し、施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○地域や施設の特性を生かした、森林の活用や林業振興の関心を高める自主事業や広報の内容等 ○自主事業の規模、経費面から、実現可能性と公の施設としての適正な額の設定							
	4 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の安全管理の取組内容 ○自然災害・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	4	4	3	4	5	4
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携	○地域人材の活用、地域との協働体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	3	4	4	4	4

目 団体の業務遂行能力	管理経費の節減等		6 節減努力等	※ 選定基準と同じ	20	20					20
	7 人的な能力、執行体制	執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 特に、森林・林業の専門知識を有している者の配置及び木工に関する専門知識を有する職員の配置状況	5	4	4	3	4	5	4	
		委託業務のチェック体制	○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況								
		人材育成等	○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組の状況								
	8 財政的な能力	財務状況	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	4					4	
	9 コンプライアンス、社会貢献	諸規定の整備	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	3	3	3	3	4	3	
		環境への配慮	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組								
		障がい者等への配慮	○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○神奈川県手話言語条例への対応								
		社会貢献等	○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組								
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	5	4	3	5	5	5	
		個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況								
11 これまでの実績	これまでの管理実績	○県立21世紀の森施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	4	5	5	5	5		
合 計				100						78	

(3) 評価講評

評価の結果、県の求める業務水準を満たし、神奈川県立21世紀の森の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

申請団体の提案内容について各委員から以下の講評があった。

- 最低限実施すべきことは実施しているが、もう少し積極的に県に働きかけるなどして欲しいと思う。

また、他の自治体の良い例があれば、見学に行き、そこと同水準の管理内容を求めるなどができれば、申請団体が1社の場合でも比較等ができて良いと思う。

- 現在の指定管理者として、県と定期的にモニタリング等実施しているとのことだが、それらが日常的な管理等に反映されていない気がするので、次期指定管理者になった場合にはがんばってもらいたい。

- 県の基準は満たしている。実績もあり、問題ないと思うが、目新しい提案はなかったと思う。老朽化が気になるので、修繕等実施していただきたい。

- 申請団体がもう1社あれば質疑応答でも比較が出来、審査がしやすいと思った。

- 過去20年間にわたり、同施設の維持・管理、諸事業の運営に当たってきた実績は十分に評価しうるものと判断する。一方で、提出書類への記載事項の多くは、県のオーダーに応える内容に留まっているようにも感じられ、現在も抱える種々の課題を解決する具体的な提案や工夫等に言及するものとはなっていない印象である。

ただし、この問題は申請者の責に帰するものではなく、県側の課題であるようにも感じられる。

7 議事概要（主要論点）

< I サービスの向上についての審査過程 >

2 施設の維持管理

(B委員) 支障木を視察での指摘後に対応するなど、自主性に欠けると感じた。また、県側の問題もあるが、ハイキングコースが通行止めになって期間が経っていることも、もっと県に言わないといけないと思い、ちょっと足りないということで6にした。

(委員長) 15点にしたD委員はいかがでしょうか。

(D委員) B委員が言われた点は県の予算の問題で、指定管理者の責にするものではないかと思った。

(A委員) 支障木の点も、対応できるならもっと早く対応してほしいと思ったこともあり、満点ではないと思う。

(B委員) もう少し積極的に仕事して欲しかったという感じ。